



グリーン調達ガイドライン 第四版

2023年8月改訂
CKD株式会社

はじめに

温暖化による異常気象や海洋汚染、森林破壊など、地球規模の環境問題が年々深刻化する中、世界はカーボンニュートラルの実現に向けて大きく動き始めています。

当社は、自動化と流体制御技術を活かした環境負荷低減商品の開発・拡販に取り組んでおります。購買活動としては、調達段階から環境に配慮したグリーン調達活動を行っておりますが、地球環境保全活動を推進していく上で、「お取引先様と一体になった活動」は欠かせない要素となっております。

お取引先様におかれましては、当社の環境活動に対する考え方や取り組みをご理解いただき、積極的な活動を推進していただきますようお願い申し上げます。

目次

1. 目的
2. 適用範囲
3. グリーン調達
4. 環境影響化学物質の規格
5. お取引先様の環境影響化学物質の管理
6. 環境影響化学物質の含有データ、禁止物質の不含有証明書、SDSの提出

1. 目的

サプライチェーン全体でグリーン調達を推進し、地球温暖化防止や水資源の保護などを通じて持続可能な社会の実現に貢献するとともに、環境影響化学物質の管理を確実にするために、CKDがお取引先様に依頼する事項を明確にします。

化学物質の管理に関して、お取引先様にお願いするポイントは以下の内容です。

- ・含有化学物質を明らかにし、禁止物質を納入しない。
- ・含有化学物質(成分)の変更を、許可(連絡)なく行わない。
- ・そのために、二次購買先含め、含有化学物質のデータ管理と工程管理を実施する。

2. 適用範囲

- a) CKDが購入し、CKD製品に組み込まれる原材料・部品・副資材・製品のお取引先様に適用します。
- b) 対象製品は、CKDブランドの機器製品及びOEM製品、自動機械事業本部で対応を決めた製品、及びお取引様の工程で使用する化学物質です。

3. グリーン調達

当社の基準により、環境保全を積極的に推進しているお取引先様より優先的に調達させていただきます。

a) 環境マネジメントシステムの構築

ISO14001 の認定取得、またはこれに準じた下記環境マネジメントシステムを構築していただき、その仕組みに則した維持・改善をお願いします。

・エコアクション21(EA21)

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム(EMS)です。

中小事業者等の幅広い事業者に対して、効果的、効率的、継続的に環境に取り組んでいただけるよう工夫されています。

・エコステージ

中小企業でも導入しやすいEMS(環境マネジメントシステム)の国内規格の一つです。ISO14001と整合性が高く、さらに経営強化を図る有効なシステムです。

CKDではレベル2以上の認証取得を推奨します。

・KES(Kyoto Environmental Management System Standard)

中小企業をはじめ、あらゆる事業者を対象に「環境改善活動に参画していただく」ことを目的に策定された「シンプル」で「低コスト」な環境マネジメントシステムです。

CKDではステップ2の認証取得を推奨します。

b) 環境汚染の防止

法規制を監視し、法令で規制されている禁止物質は、お取引先様での使用のみならず、二次購買先で使用される原材料・部品・製品などに含まれることのないようにしてください。当社は、不含有を保証いただく禁止物質を指定しています。禁止物質の混入防止にご協力ください。また、製品に含有する化学物質情報と生産での環境管理活動の情報提供をお願いしますので、積極的にご協力ください。当社基準によりグリーン調達度の高い原材料・部品・製品を優先的に調達いたします。工場排水につきましても水質汚染物質の管理を徹底し、水質汚濁の防止をお願いします。

c) 省エネルギー・温暖化防止

製造時や輸送時のエネルギー使用量削減に配慮し、直接排出や間接排出を含めた CO2 排出量の少ない原材料・部品・製品の製造及び提供をお願いします。

d) 省資源・リサイクル

再使用可能な構造と部品の軽量化・小型化にもご配慮ください。また、納入いただく原材料・部品・製品の梱包に使用する材料は、極力リサイクルの容易な材質をご使用ください。

水資源を保護するため、取水量や排水量を把握し、節水やリサイクル水の活用などを通じて水使用量の削減をお願いします。

e) 廃棄物管理と削減

生産工程から排出される廃棄物は適切な処理を行い、再利用と排出量の削減を推進してください。合わせて、歩留まり向上にもご配慮ください。

4. 環境影響化学物質の規格

国際的な化学物質への規制を受けて、CKDでは禁止物質・管理物質及び管理基準、及び管理方法を参照する先を定めています。

No.	規格名称	規格番号	内容の概要
1	環境影響化学物質の管理基準	CTS C10001	環境影響化学物質を、禁止物質・管理物質に区分して特定し、その判定値(しきい値)を定めている。
2	RoHS 指令対象 10 物質のしきい値及び分析管理値	CTS D10010	RoHS 指令対象 10 物質の判定値(しきい値)と分析管理値を定めている。
3	製品含有化学物質管理ガイドライン(付属書)	JAMP	サプライチェーンを通じた共通的な製品含有化学物質管理の要件を示す。

5. お取引先様の環境影響化学物質の管理

5.1 環境影響化学物質の管理

お取引先様における環境影響化学物質の管理に関するCKDの要求事項の概略は、下記内容です。

- a) 環境影響化学物質を管理し、保証するシステムを構築し、管理体制・責任権限を明らかにする。
- b) 禁止物質の基準と環境影響化学物質の管理の方法を文書化し、関係者に周知する。
- c) 定められた環境影響化学物質の基準に基づいて、検証された適合品のみを使用することを指示し実施する。
- d) 調達ルートを明確にし、二次購買先に要求事項を伝え、購買品が適合していることを確実にする。
- e) 製造工程では管理された状態で実行し、4S(整理・整頓・清潔・清掃)と識別管理を徹底して誤使用・混入・汚染防止を図る。
- f) 文書と記録は管理する。
- g) 管理方法の詳細は、7 項の製品含有化学物質管理ガイドライン(付属書)の設問内容を参照ください。また、自己点検にご活用いただき、不十分と判断された点の改善をお願いします。

5.2 環境特定工程の認定

環境特定工程として、はんだ付け工程、クロメート処理工程、塗装工程、無電解ニッケルめっき工程の4工程は、CKD認定制度を実施しています。

- a) 環境特定工程は、二次購買先も含めて実作業の企業をCKDが認定します(認定されていない企業への外注は禁止です)。
- b) 認定が必要な時は、「RoHS購買先認定申請書(KH-012)」に必要事項を記入し、以下の必要な書類とサンプルを添付して、各工場の調達担当者へ申請してください。
 - ・購買先の禁止物質の分析データ
 - ・QC工程表(又は作業標準書)
 - ・自己評価した「工程監査チェックリスト(QH-058,QH-059,QH-060,QH-068)」
 - ・はんだ材と塗料の「禁止物質の不含有証明書(TH-097)」

6. 環境影響化学物質の含有データ、禁止物質の不含有証明書、SDSの提出

6.1 環境影響化学物質の含有データの提出依頼

- a) JAMP(Joint Article Management Promotion-consortium:アーティクルマネジメント推進協議会)フォーマット(chemSHERPA-AI 又は chemSHERPA-CI)による含有データを提出して下さい。
- b) CKDから個別に調査依頼をいたしますので、ご協力をお願いします。

6.2 禁止物質の不含有証明書」の提出依頼

- a) JAMPフォーマットによる情報(データ)は、保証値ではないため、「環境影響化学物質の管理基準(CTS C10001)」に定めている禁止物質を含有していない保証として「禁止物質の不含有証明書(TH-097)」を提出してください。

注 1) 国内法令で製造(輸入)・使用を禁止している物質は、お取引先様の自主管理をお願いします。

注 2) JAMPフォーマットのデータと「禁止物質の不含有保証書」は一緒に提出してください。

6.3 SDSの提出依頼

- a) 新規の副資材(例: 銘板用の印字インク、はんだ、グリース、接着剤、防錆油等)及び間接材(例: 洗浄液、洗浄前の防錆油等)への変更を依頼する際には、性状及び取扱いに関する情報を記載したSDS(製品安全データシート: Safety Data Sheet)を提出してください。